大阪市規則第106号

教育委員会所管の学校の教員等の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会所管の学校の教員等の初任給及び昇給等の基準に関する規則(昭和59年大阪市規則第 17号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という。)をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

こ掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。		
改正後	改正前	
(勤怠による基準昇給号給数の調整)	(勤怠による基準昇給号給数の調整)	
第12条 [略]	第12条 [同左]	
2 前項各号の休職等の事由は、次に掲げる	2 [同左]	
事由とする。		
[(1)~(10) 略]	[(1)~(10) 同左]	
<u>山</u> 育児休業法第19条第1項に規定する部	[新設]	
分休業(1日単位のものに限る。以下「育		
児部分休業」という。)		
<u>(12)</u> ~(<u>15)</u> [略]	<u>(11)</u> ~(<u>14)</u> [同左]	
(復職時等における号給の調整)	(復職時等における号給の調整)	

第23条 休職を命ぜられ、若しくは法第55条 の2第1項ただし書に規定する許可(以下 「専従許可」という。)を受けた教員が復職 し、自己啓発等休業をしている教員、配偶 者同行休業をしている教員、派遣を命ぜら れた教員、大学院修学休業をしている教員、 <u>育児休業</u>をしている<u>教員若しくは育児部分</u> 休業をしている教員が職務に復帰し、又は 病気休暇(連続して7日以上のものに限

第23条 休職を命ぜられ、若しくは法第55条 の2第1項ただし書に規定する許可(以下 「専従許可」という。)を受けた教員が復職 し、自己啓発等休業をしている教員、配偶 者同行休業をしている教員、派遣を命ぜら れた教員、大学院修学休業をしている教員 <u>若しくは育児休業</u>をしている<u>教員</u>が職務に 復帰し、又は病気休暇(連続して7日以上 のものに限る。)、介護休暇、就業禁止若し

る。)、介護休暇、就業禁止若しくはやむを 得ない事由によるものとして教育長が定め る欠勤のため勤務しなかつた教員が再び勤 務するに至つた場合において、他の教員と の均衡上必要があると認められるときは、 休職を命ぜられた期間、専従許可の有効期 間、自己啓発等休業をした期間、配偶者同 行休業をした期間、派遣を命ぜられた期間、 大学院修学休業をした期間、育児休業をし た期間、育児部分休業をした期間、休暇の 期間、就業禁止の期間又は欠勤のため勤務 しなかつた期間を別表第7に定める換算率 により換算して得た期間を引き続き勤務し たものとみなして、復職し、職務に復帰し、 若しくは再び勤務するに至つた日(以下「復 職等の日」という。)及び復職等の日後にお ける最初の昇給日又はそのいずれかの日 に、教育長の定めるところにより、昇給の 場合に準じてその者の号給を調整すること ができる。

別表第7 (第23条関係)

休職等の期間	換算率
[略]	
[育児休業をした期間]	[略]
育児部分休業をした期	3分の3以
<u>間</u>	<u>下</u>
[略]	

くはやむを得ない事由によるものとして教 育長が定める欠勤のため勤務しなかつた教 員が再び勤務するに至つた場合において、 他の教員との均衡上必要があると認められ るときは、休職を命ぜられた期間、専従許 可の有効期間、自己啓発等休業をした期間、 配偶者同行休業をした期間、派遣を命ぜら れた期間、大学院修学休業をした期間、育 児休業をした期間、休暇の期間、就業禁止 の期間又は欠勤のため勤務しなかつた期間 を別表第7に定める換算率により換算して 得た期間を引き続き勤務したものとみなし て、復職し、職務に復帰し、若しくは再び 勤務するに至つた日(以下「復職等の日」 という。) 及び復職等の日後における最初の 昇給日又はそのいずれかの日に、教育長の 定めるところにより、昇給の場合に準じて その者の号給を調整することができる。

別表第7(第23条関係)

休職等の期間	換算率
[同左]	
[育児休業をした期間]	[同左]
[新設]	
[同左]	

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 は注記である。

附則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(令和7年9月30日掲示済)